特定施設に係る届出のてびき

(悪臭)

悪臭防止法

佐倉市環境保全条例

令和６年度

佐倉市経済環境部生活環境課

目　　次

１．特定施設について・・・・・・・・・・・・P1～P2

２．規制基準について・・・・・・・・・・・・P2～P3

３．対象施設について・・・・・・・・・・・・P4

４．届出について・・・・・・・・・・・・・・P5～P6

５．記載例

(1)届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・P7～P10

(2)工場等に係る作業工程の概要・・・・・P11

(3)見取図・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

(4)配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

１．特定施設について

このてびきは、悪臭の特定施設に係る届出について、必要な手続きを掲載しています。届出に際して、このてびきを参考としてご活用ください。

悪臭防止法(以下「法令」という。)では、市内の市街化区域内(※1)にある**全ての工場・事業場**の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。
このため、法令に基づく届出等は不要ですが、基準違反があった場合は、法令に基づく行政処分が行われます。

一方、佐倉市環境保全条例(以下「市条例」という。)では、市街化調整区域(※2)を含む市内全域において、市条例で定める行為(特定施設の設置・数等の変更・氏名等変更など)について届出を義務付けています。また基準違反となる行為があった場合は、市条例に基づく行政処分が行われます。

（１）特定施設とは

工場又は事業場に設置する施設のうち、著しい悪臭を発生する施設であって、市条例施行規則で定める施設を「特定施設」といいます。これらの施設を設置する工場又は事業場を「特定工場」といい、市条例に基づく悪臭規制の対象となります。
また、特定施設を新たに設置する場合や既に届出を行った特定施設について、種類、数量、設置場所の変更等が生じた場合、事前に届出をする義務があります。

（２）規制基準(※3)

市街化区域では、全ての工場・事業場は規制基準を遵守する義務があります。
また、市街化調整区域であっても、特定工場に該当する工場・事業場は規制基準を遵守する義務があります。

(３)特定施設の設置

特定施設を設置する前に以下の事項をご検討ください。

・悪臭を抑制するための措置(脱臭装置、建屋内設置)
・周辺環境への影響を考慮して、排出口の高さや設置位置、排出する向きの検討
・設置場所は敷地境界から離れた位置にする。※一般住宅がある方向は避ける。
・悪臭発生の少ない原材料や作業工程にする。

(※1)市街化区域:佐倉市の全域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号により定められた区域をいう。
(※2)市街地調整区域: 市街化区域以外の区域をいう。
(※3)規制基準は(1)敷地境界線(2)気体排出口(3)排出水について定めています。

市街化調整区域かつ特定施設の無い工場・事業場であっても、周辺の生活環境に配慮し、規制基準の遵守に努めるようお願いいたします。

2．規制基準について

悪臭防止法及び佐倉市環境保全条例施行規則別表第８(特定工場に適用)

区域	敷地境界における臭気指数(※1)(1号基準)	気体排出口における臭気排出強度又は臭気指数(2号基準)	排出水(3号基準)
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	12	左欄に定める許容限度を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (市街化調整区域**※市条例のみ**)	13		29
工業地域 工業専用地域	14		30

※悪臭防止法は、市街化区域内にあるすべての工場・事業場の事業活動により発生する悪臭に規制が掛かります。一方市条例では、市街化調整区域を含む市内全域において、特定施設を設置している工場・事業場に規制が掛かります。

(※1)臭気指数：人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの

(参考)臭気指数

臭気指数は、人の嗅覚を利用して、試料(空気や水)中の臭いが感じられなくなるまで無臭の空気又は無臭の水で薄めたときの希釈倍数(臭気指数)から算出されます。臭気指数による規制は、規制地域ごとに敷地境界における基準を設定しており、気体排出口及び排出水の規制基準はこの基準を基に算出されます。

臭気指数=臭気の強さを表す数値

臭気指数=10×Log(臭気濃度)

(例)

1.試料を 10 倍に薄めた時に臭いが感じられなくなった場合

➡希釈倍数(臭気濃度)は 10 となります。

➡Log(臭気濃度)=Log10=1 であるため、臭気指数は 10×Log(臭気濃度)=10×1=10

2.試料を 100 倍に薄めた時に臭いが感じられなくなった場合

➡希釈倍数(臭気濃度)は 100 となります。

➡Log(臭気濃度)=Log100=2 であるため、臭気指数は 10×Log(臭気濃度)=10×2=20

3. 試料を 1000 倍に薄めた時に臭いが感じられなくなった場合

➡希釈倍数(臭気濃度)は 1000 となります。

➡Log(臭気濃度)=Log1000=3 であるため、臭気指数は 10×Log(臭気濃度)=10×3=30

※臭気指数 12 は、臭気濃度 15(無臭の空気又は水で 15 倍希釈したときに感じられなくなる)

※臭気指数 13 は、臭気濃度 20(無臭の空気又は水で 20 倍希釈したときに感じられなくなる)

※臭気指数 14 は、臭気濃度 25(無臭の空気又は水で 25 倍希釈したときに感じられなくなる)

規制基準の適用イメージ

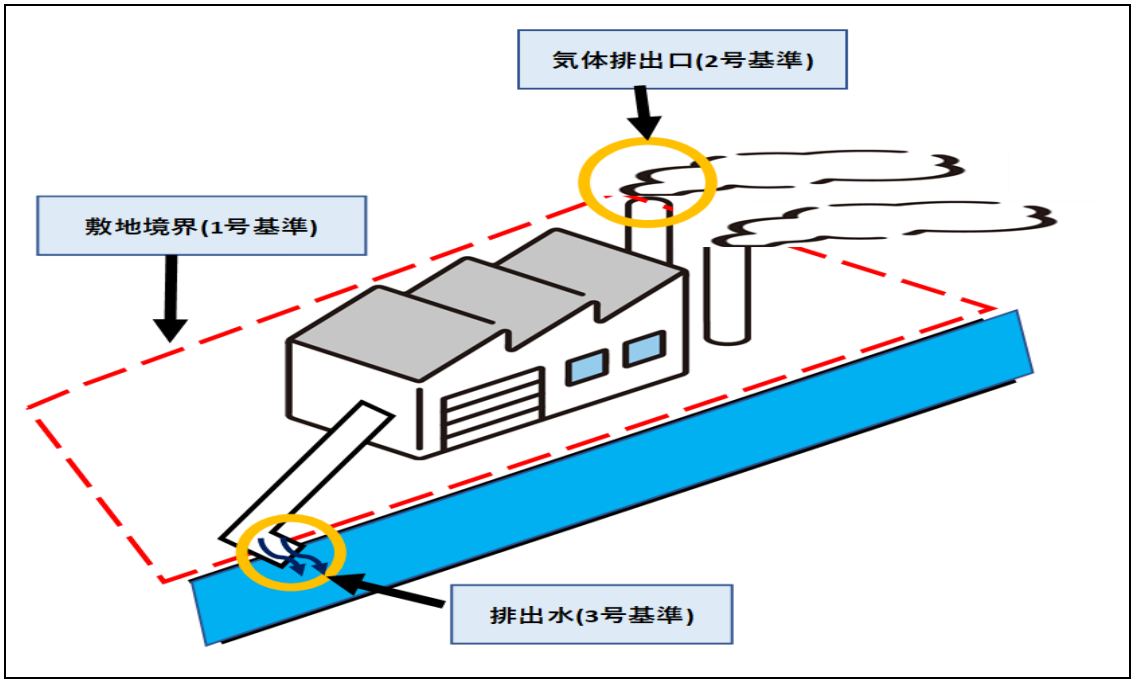

3．対象施設について

佐倉市環境保全条例に基づく特定施設(条例施行規則別表第六)

1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　乾燥施設　　イ　粉砕施設　　ウ　たん白質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　樹脂加工施設　イ　漂白施設　ウ　植毛施設　エ　製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　タール又はアスファルト含浸施設　イ　吹付塗装施設　ウ　くん蒸施設 エ　漂白施設　オ　切断施設　カ　粉砕施設　キ　研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　グラビア印刷施設　イ　金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　反応施設　イ　精製施設　ウ　抽出施設　エ　電解施設　オ　重合施設 カ　蒸発濃縮施設　キ　乾燥施設　ク　焙(ばい)焼施設　ケ　粉砕施設　コ　造粒施設 サ　混合施設　シ　分解施設　ス　合成施設　セ　蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　加硫施設　イ　混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　粉砕施設　イ　混合施設　ウ　溶融施設　エ　焼成施設　オ　乾燥施設 カ　研磨施設　キ　選別施設　ク　粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　非鉄金属溶融施設　イ　溶融めっき施設　ウ　電気めっき施設　エ　酸洗施設 オ　エッチング施設　カ　吹付塗装施設　キ　乾燥焼付施設　ク　粉砕施設 ケ　配合施設　コ　電解施設　サ　精錬施設　シ　研磨施設　ス　粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　吹付塗装施設　イ　乾燥焼付施設　ウ　電気めっき施設　エ　貝殻の粉砕施設 オ　鶏ふんの乾燥施設
10	廃棄物の処分の用に供する施設

4．届出について

該当する届出ごとに必要な資料を添付し、正副２部提出してください。

種別	届出の時期	提出期限	様式
設置	特定施設を設置するとき	工事着手の 60 日前(※1)	様式第 12 号
使用	法改正等により、新たに規制対象に指定された施設を使用しているとき	新たに指定された日から 60 日以内(※2)	
構造等変更	特定施設の種類・数・構造・使用の方法・(悪臭)防止の方法等を変更(※3)	工事着手の 60 日前(※1)	様式第 5 号
氏名等変更	工場等の名称変更、代表者の交代等	変更後 30 日以内	様式第 8 号
廃止	特定施設のすべてを廃止したとき	廃止後 30 日以内	様式第 9 号
承継	譲受等により会社等を継承したとき	承継後 30 日以内	様式第 10 号

(※1)設置工事着工の 60 日前(届出日を除く)までに提出してください。

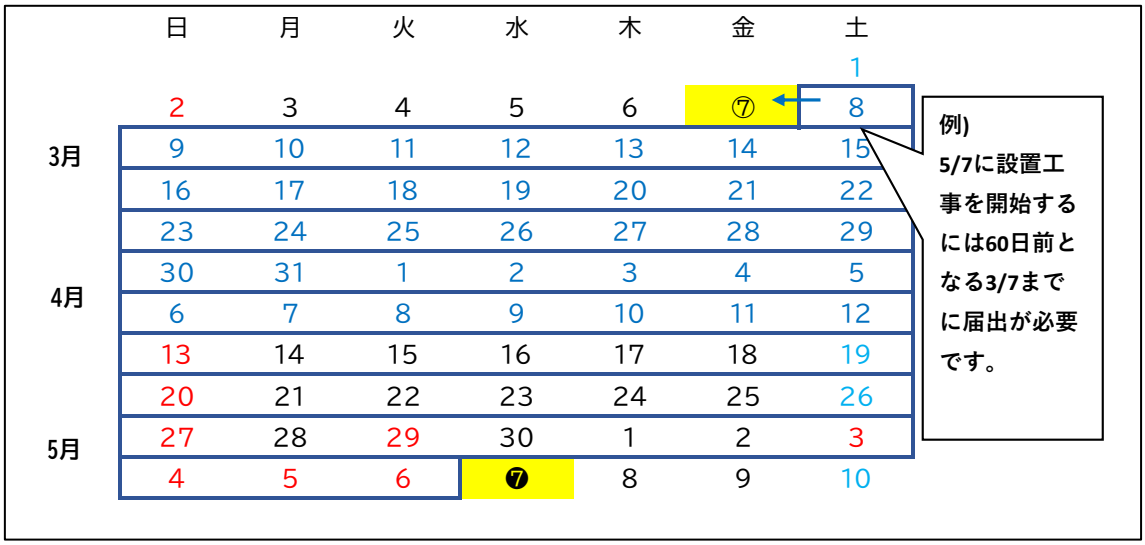

(※2)当該施設が特定施設となった日又は当該地域が指定区域となった日から 60 日以内

(※3)当該事項の変更が特定施設に係る悪臭の増加を伴わない場合は届出不要です。

共通　　氏名等変更、廃止、承継届出➡添付資料は不要です。

佐倉市環境保全条例(設置、使用、構造等変更)

No		添付書類
①	○	工場等に係る作業工程の概要 ※作業・業務内容及び特定施設の用途について説明
②	○	工場等の敷地の周囲約 100m 以内の見取図 ※工場等の周囲の状況が分かる程度
③	○	悪臭の質及び程度に関する説明書 ※当該施設の使用により発生が想定される悪臭
④	○	特定施設の構造概要図
⑤	○	悪臭の防止施設又は処理施設の概要図及び設置場所を示す図面　(防臭措置を講じない場合は不要)
⑥	○	工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図 ※方角及び図面上の縮尺(距離)・敷地の境界線を明記

5．記載例　(1)届出書

様式第１２号

悪臭に係る特定施設設置（使用）届出書

(注意)設置の工事開始日の
60日前までにご提出ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

佐倉市長

押印は不要です。

第46条(新たに特定施設を設置)
第48条(法又は条例の改正により、
既存の施設が新たに特定施設に
該当した場合)

届 出 者　住所（所在地）
佐倉市〇〇1-1　（郵便番号　　）
氏名（名称及び代表者の氏名）
株式会社〇〇　代表取締役　〇〇　〇〇

この届出　職氏名
の取扱者　株式会社〇〇　総務部　〇〇　〇〇（電話番号　　）

佐倉市環境保全条例　第４６条第１項 / 第４８条第１項　の規定により、悪臭に係る特定施設の　設置 / 使用　について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇千葉工場	電話番号	〇〇-〇〇
工場又は事業場の所在地	佐倉市〇〇町1-1	環境保全担当部課名（責任者職氏名）	総務部長　〇〇-〇〇
工場等の業種	プラスチックリサイクル	※ 整理番号	
△ 特定施設の概要	別紙のとおり	※ 受理年月日	年　月　日
主要生産品目	ペレット	※ 事業所番号	
		※ 施設番号	
資本金若しくは出資金又は資産の総額	〇〇	※ 審査結果	
用途地域の種類	工業専用地域	敷地面積	〇〇㎡
		建築面積	〇〇㎡
通常の始業及び終業時刻	８時　分から １８時　分まで	常時勤務する従業員の数	10人
添付書類及び図面	1　工場等に係る作業工程の概要説明書 2　工場等の敷地の周囲約１００メートル以内の見取図		

備考
1　※印の欄には、記入しないこと。
2　△印の欄については、別紙１又は２のうち該当するものによること。
3　正本にその写し１通を添えて提出すること。

別紙

悪臭に係る特定施設の概要

※区分 既・新・増・変
※備考

施設の設置	着工予定年月日 設置			○○年 ○○月 ○○日	年 月 日	年 月 日
	使用開始予定年月日			○○年 ○○月 ○○日	年 月 日	年 月 日
施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類			造粒施設		
	特定施設の型式			○○-○○		
	数・規模（面積）			2機		
	原料の種類及び使用量（貯蔵種類及び貯蔵量）			プラスチック原料○t		
	製品名及び製造量			ペレット		
処理の方法	建屋の構造			鉄筋鉄骨造2階		
	集気の方法			吸込み式設備		
	処理施設の型式			○○-○○		
	発生の予測される悪臭の種類等	○○臭	処理前			
			処理後	敷地境界で 臭いは無い		
			処理前			
			処理後			
			処理前			
			処理後			
			処理前			
			処理後			
排出ガス量				最大 ○㎥／分 通常 ○㎥／分	最大 N㎥／分 通常 N㎥／分	最大 N㎥／分 通常 N㎥／分
排出ガス温度				○℃	℃	℃
排出口の高さ				○m	m	m
排出口から敷地境界線までの最大水平距離				○m	m	m

添付書類及び図面	1　悪臭の質及び程度に関する説明書 2　悪臭に係る特定施設の構造概要図 3　悪臭の防止施設又は処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 4　工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。

3　特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要は、ない。

4　特定施設の種類の欄には、佐倉市環境保全条例施行規則別表第６に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。

様式第５号

特定施設構造等変更届出書

(注意)設置の工事開始日の
60日前までにご提出ください。

○○年○○月○○日

佐倉市長

押印は不要です。

届 出 者　住所（所在地）
佐倉市○○1-1　（郵便番　　）
氏名（名称及び代表者の氏名）
株式会社○○　代表取締役　○○　○○
この届出　職氏名
の取扱者　総務部　○○　○○（電話番号　○○-○○　）

佐倉市環境保全条例　第３０条第１項 / 第４９条第１項　の規定により、騒音又は振動 / 悪　臭　に係る特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分 (該当するものを○で囲む)	１　騒　音　　２　振　動　　(3)　悪　臭		
変　更　事　項 (該当するものを○で囲む)	(1)　特定施設の種類及びその種類ごとの数 ２　特定施設の構造 ３　特定施設の使用の方法 ４　騒音、振動又は悪臭の防止の方法 ５　その他規則で定める事項		
工場又は事業場の名称	株式会社○○千葉工場	電　話　番　号	○○-○○
工場又は事業場の所在地	佐倉市○○町1-1	※ 整 理 番 号	
工　場　等　の　業　種	プラスチックリサイクル	※ 受理年月日	年　月　日
△ 特 定 施 設 の 概 要	別紙のとおり	※ 事業所番号	
		※ 施 設 番 号	
変　更　の　理　由	造粒施設の増数	※ 審 査 結 果	
使用開始予定年月日	○○年○○月○○日	着工予定年月日	○○年○○月○○日
当初の施設設置年月日	○○年○○月○○日	完成予定年月日	○○年○○月○○日
当初の施設の届出に係る受理書の交付年月日及び番号		年　月　日　第　号	

備考
１　※印の欄には、記入しないこと。
２　△印の欄については、様式第３号の別紙１若しくは２又は様式第１２号の別紙から該当するものによること。
３　正本にその写し１通を添えて提出すること。

別紙１

悪臭に係る特定施設の概要

※区分 既・新・増・変
※備考

施設の設置	着工予定 設置 年月日	○年○月○日			
	使用開始予定年月日	○年○月○日			
施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類	5　コ造粒施設	5　コ粉砕施設		
	形式	○○-○○	○○-○○		
	公称能力	○kw	○kw		
	数	3➡5	2➡0		
	使用開始時間				
	使用終了時間	17:00			
騒音の防止の方法		別紙のとおり			

※減数の場合でも届出頂いて構いません。

※数の変更が分かる記載でお願いします。

○年○月
廃棄処分

添付書類及び図面	1　騒音に係る特定施設の構造概要図 2　騒音に係る特定施設の形式、公称能力及び騒音の大きさに関する説明書 3　騒音の防止施設（建屋を含む。）の概要図及び設置場所を示す図面 4　工場等の敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図

備考

1　※印の欄には、記入しないこと。

2　特定施設設置（新設）の届出にあっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあっては設置年月日を記入すること。

3　特定施設使用（既設）の届出にあっては、使用開始予定年月日を記入する必要は、ない。

4　特定施設の種類の欄には、佐倉市環境保全条例施行規則別表第１の１に掲げる番号及びア、イ、ウ等の細分記号並びに施設名を記入すること。

5　騒音の防止の方法は、別紙に記載し、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、騒音の大きさを記載すること。

(2)工場等に係る作業工程の概要

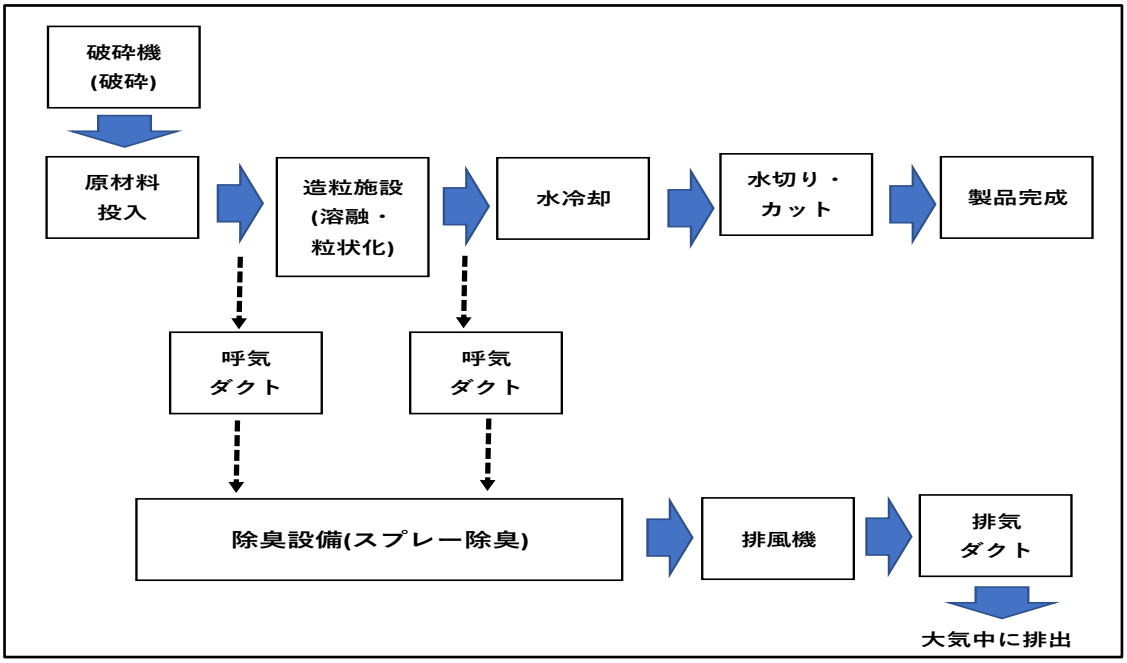

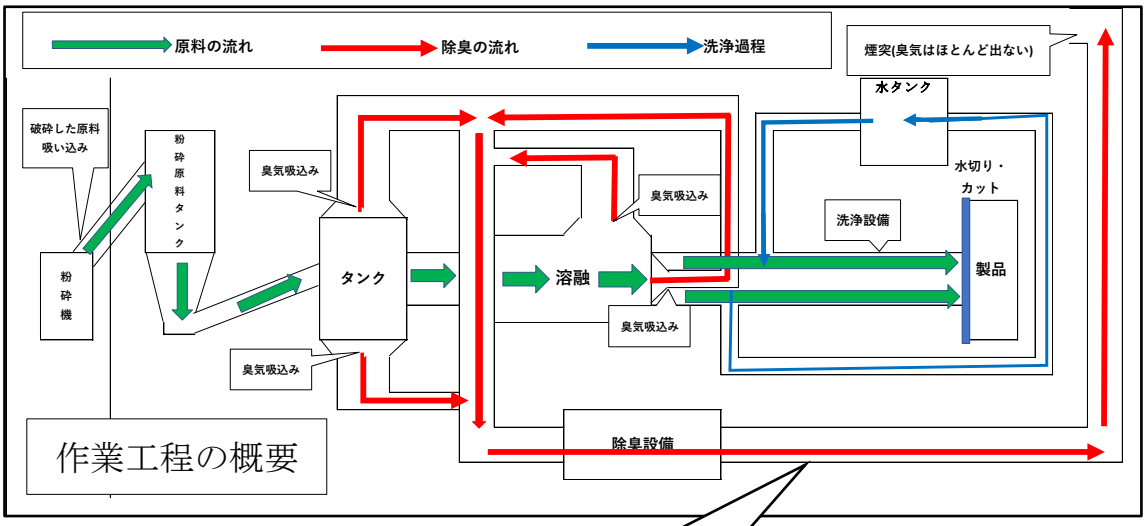

発生する臭気に対して、どのように防臭対策を行うのか、
図面等に具体的な説明を記載してください。

(3)見取図

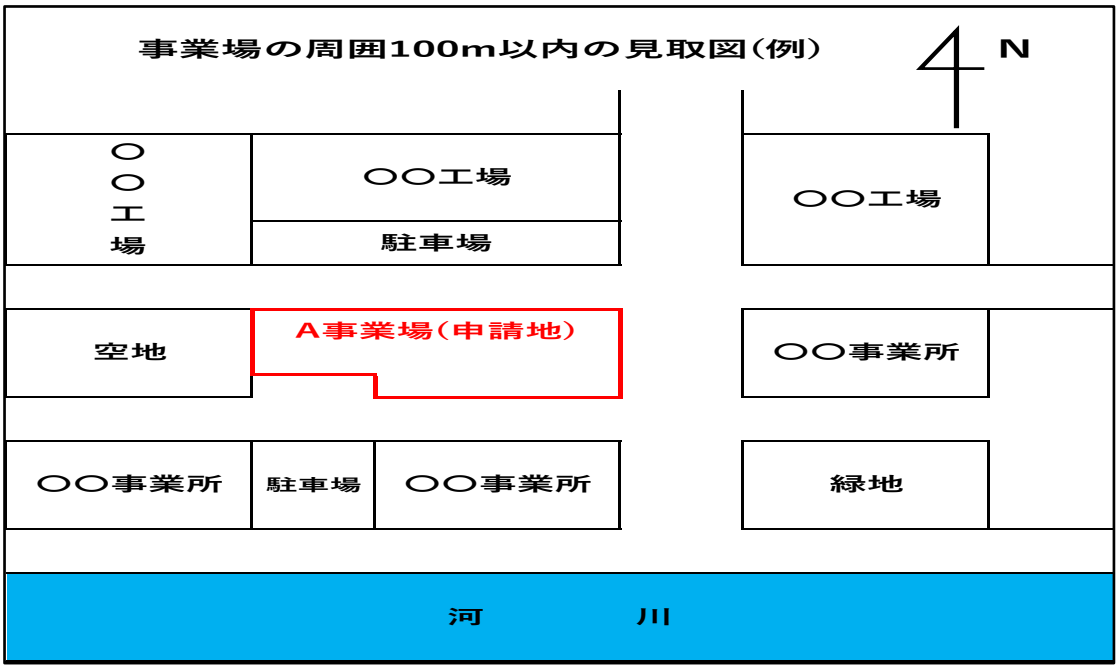
事業場の周囲100m以内の見取図(例)
N
〇〇工場
〇〇工場
駐車場
〇〇工場
空地
A事業場(申請地)
〇〇事業所
〇〇事業所
駐車場
〇〇事業所
緑地
河　　川

(4)配置図

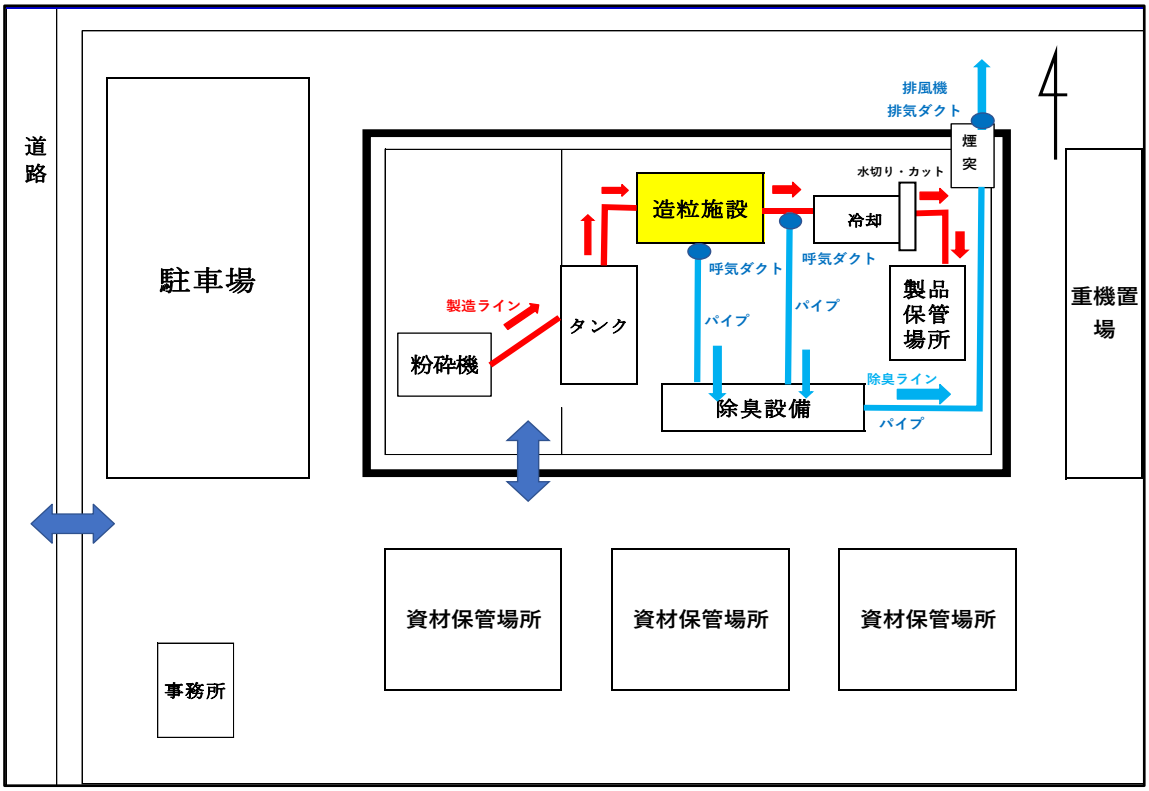
道路
駐車場
排風機
排気ダクト
煙突
水切り・カット
造粒施設
冷却
呼気ダクト
呼気ダクト
製品保管場所
製造ライン
タンク
パイプ
パイプ
粉砕機
除臭ライン
除臭設備
パイプ
重機置場
資材保管場所
資材保管場所
資材保管場所
事務所